

# 令和8年度 志免町保育料 料金表 【 0～2歳児クラス 】

入所児童の属する世帯の階層区分				保育料(月額)		多子軽減
階層区分	区分(課税額)			3歳未満児 【保育標準時間】	3歳未満児 【保育短時間】	
第1	生活保護世帯(単給世帯を含む)			0	0	
第2	市町村民税非課税世帯			0	0	
第3	1	所得割課税額 48,600円未満	基準額(1人)	19,500	19,300	多子カウント 年齢制限なし
			半額(2人)	9,750	9,650	
			免除(3人以上)	0	0	
2	所得割課税額48,600円未満 ※(ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯)	基準額(1人)	9,000	9,000		
		免除(2人以上)	0	0		
第4	1	所得割課税額77,101円未満 ※(ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯)	基準額(1人)	9,000	9,000	
			免除(2人以上)	0	0	
	2	所得割課税額 57,700円未満	基準額(1人)	30,000	29,600	
			半額(2人)	15,000	14,800	
			免除(3人以上)	0	0	
	3	所得割課税額 97,000円未満	基準額(1人)	30,000	29,600	
半額(2人)			15,000	14,800		
免除(3人以上)			0	0		
第5	所得割課税額 169,000円未満	基準額(1人)	44,500	43,900	多子カウント 年齢制限あり  (※小学校就学前)	
		半額(2人)	22,250	21,950		
		免除(3人以上)	0	0		
第6	所得割課税額 301,000円未満	基準額(1人)	61,000	60,100		
		半額(2人)	30,500	30,050		
		免除(3人以上)	0	0		
第7	所得割課税額 397,000円未満	基準額(1人)	80,000	78,800		
		半額(2人)	40,000	39,400		
		免除(3人以上)	0	0		
第8	所得割課税額 397,000円以上	基準額(1人)	89,500	86,960		
		半額(2人)	44,750	43,480		
		免除(3人以上)	0	0		

※保育料の算定基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の適用はありません。

## 保育料の算定基準となる所得 ※9月で切り替わります

令和8年度保育料										令和9年度保育料							
4月	5月	6月	7月	8月	9月※	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
令和7年度市町村民税より算出					令和8年度市町村民税より算出												

前期算定(4月分から8月分保育料の基準年度) → 令和7年度市町村民税より算定(令和6年中)

後期算定(9月分から3月分保育料の基準年度) → 令和8年度市町村民税より算定(令和7年中)

## 保育料の軽減制度について

※詳しくは、表面の料金表をご覧ください。

軽減を受けるために届出が必要な場合があります。

### (1) きょうだい保育園等(※1)を利用している場合の保育料について

・同時期に保育所、幼稚園等に在園している子どもが2人いる場合、年齢の高い方から数えて2番目の認可保育園、認定こども園、小規模保育施設に在籍している児童の保育料は軽減されます。(無償化の対象児童もカウントします。)

※1 保育園等とは保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設です。届出保育施設は対象外。

▼ [提出書類] 幼稚園等の在籍を証明する在園証明書(証明日が令和8年4月1日以降のもの)

▼ [提出先] 子育て支援課

志免町の認可保育園、認定こども園、幼稚園に在籍している場合は不要です。

### (2) 多子世帯・ひとり親世帯・障がい者世帯の保育料軽減について

＜ 多子世帯に対する保育料軽減制度 ＞

市町村民税所得割合計額が57,700円未満の世帯内にお子さん(※2)が2人以上いる世帯

【軽減内容】世帯内第2子は半額

年齢に関わらず、最年長の子どもを第1子とします。無償化の対象児童もカウントします。

＜ ひとり親世帯・障がい者世帯に対する保育料軽減制度 ＞

市町村民税所得割合計額が77,101円未満のひとり親世帯または障がいをお持ちの方がいる世帯(※3)

【軽減内容】第2子以降は無料となります。

※2 保護者と生計を一にするお子さん(年齢制限はありません)住民票が一緒でなくても対象となります。

※3 別世帯に住んでいて保護者が監護しているお子さんがいる場合は、届出が必要となります。

(例：一人暮らしで大学に通うお子さん等)

過去に提出している場合でも、令和8年4月1日現在の状況を届け出てください。

▼ [提出書類] 住民票および在学証明書

▼ [提出先] 子育て支援課

### (3) 第3子以降の保育料無償化について

志免町内に在住の保育を必要とする第3子以降の0～2歳児(住民税課税世帯)を対象として、令和7年9月から国基準における多子カウント方法から所得制限を撤廃し、保育料の無償化を実施しています。認可保育園、認定こども園等に在籍している児童は認定手続きの必要はありませんが、認可外保育園をご利用の方は、申請等が必要な場合がありますので、子育て支援課にお問い合わせください。

なお、**払戻方法は償還払いになります。**(認可保育園・認定こども園に通う第3子は、世帯の市町村民税課税状況や第1子・第2子の年齢により一部例外あり)

## 副食費について

町立保育園の副食費は、町が徴収します。私立保育園は、各施設で徴収しますので、利用施設にお問い合わせください。年収360万円未満相当の世帯等については免除になります。私立保育園・町立保育園ともに免除決定通知が必要になりますので、4月および9月の保育料算定期を除き、該当する場合は、お申し出ください。